

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画に係る区域及び時間帯の指定について

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画に係る区域及び時間帯について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月27日

関東運輸局長 上子 道雄

記

1. 道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の地方運輸局長が指定する区域及び時間帯とは、以下のとおりとする。

なお、平日、土曜日、日祝日を問わないものとする。

| 区 域 | 時 間 帯 |
|---|--|
| 東京都、神奈川県、 埼玉県及び千葉県 | 以下の4つの時間帯とする。 A 6時から 9時59分まで B 10時から15時59分まで C 16時から21時59分まで D 22時から 5時59分まで |
| 茨城県、栃木県、 群馬県及び山梨県 | 以下の4つの時間帯とする。 A 6時から 9時59分まで B 10時から15時59分まで C 16時から20時59分まで D 21時から 5時59分まで |
| 注意事項 (1) 届け出る時間帯ごとの運行回数とは、運行系統の往路及び復路のそれぞれの出発地における発時刻に基づいて記載するものとする。 (2) 複数の都県を跨ぐ運行系統については、当該運行系統の起点となる都県を区域として扱うものとする。 | |

- 2．前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業者の申請により関東運輸局長が前項と異なる時間帯を指定した運行系統については、当該指定された時間帯によるものとする。
- 3．運行計画の届出に係る運行系統の競合系統（届出に係る運行系統の系統キロの50%以上が重複する他事業者の運行系統をいい、複数ある場合には、運行開始数の最も多いものをいう。）が存在し、当該競合系統について前項の指定がなされている場合には、届出に係る運行系統についても当該競合系統の時間帯が指定されたものとみなす。

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

附 則（平成18年9月27日一部改正）

- 1．この改正は、平成18年10月1日以降受け付けた申請について適用する。
- 2．平成18年9月30日以前に受け付けた申請については、なお従前の取扱いによる。